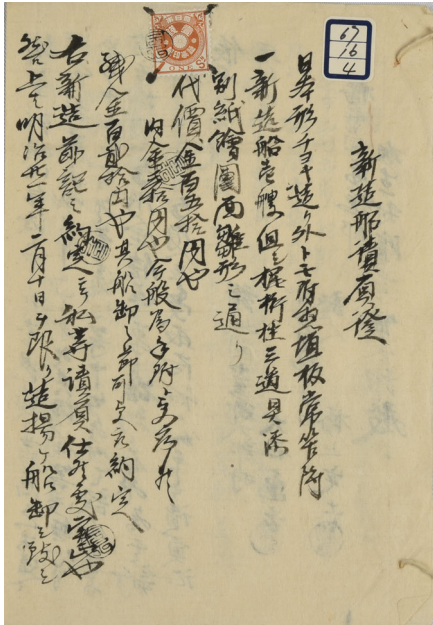


濱本家文書からみた相生の和船



〔写真1〕 新造船請負証

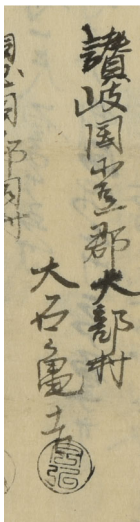
これは、明治20年(1887)に濱本順太郎(六代目濱本弥七郎)の注文した船を製作するにあたり、製作元が作成した契約書の一種です。

タイトルに「新造船請負証」と書かれ、冒頭に「日本形チヨキ造り」の船の製作を請け負っていたことがわかります。「チヨキ」とは、猪牙船という和船で、関西では瀬戸内海を往来して小荷物等を運搬する小廻し船のことを指します〔写真2〕。

契約書からは、船の代金が150円であること、そこから手付け金として今回30円を受け取ることが取り決められていることがわかります。もしも違約があった場合には、手付金を「倍返し」とするというのもおもしろいですね〔写真3〕。

「請負書」の製作元の讃岐国小豆郡大部村(現在の小豆島(香川県)北部)は江戸時代から近代にかけての和船の製作地としても知られていた地域で、この資料から同地と相生との関係をうかがい知ることができます〔写真4〕。

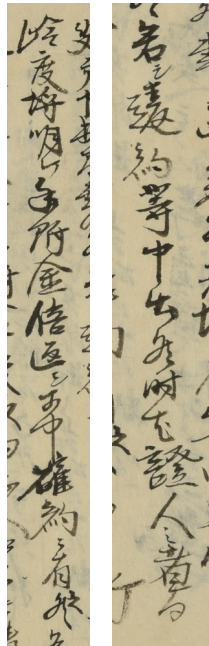
▼ 文書の作成者 「讃岐国小豆郡大部村 大石亀吉」とあります。



◎ 〔写真4〕 契約書の作成者

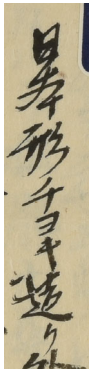
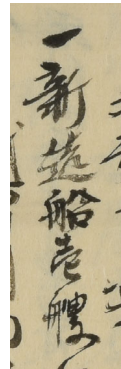
※ 者 助詞の「は」(僕は)だ。の「は」
※ 右「より」と読みます。

▼ 書下し文
「若シ違約等申出候時者、証人之者、
屹度埒明ケ、手附金倍返し可申確約一有之候」
現代語訳
「もし違約等を申し出る時は、証人からきちんと迅速に手付金を倍にして返すように確約します。」



◎ 〔写真3〕 契約の違約について

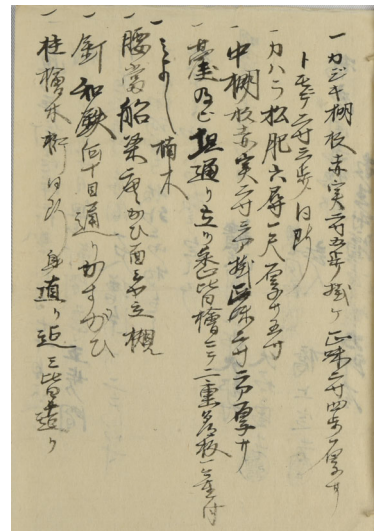
▼ 冒頭部に「日本形チヨキ造り」、その横に「新造船言艘」とあり、船の製作に関する請負証であることがわかります。



◎ 〔写真2〕 チヨキ船

資料の後半部には船の材料についての記載がみられます。「カジキ(加敷=根棚(航の両側につける最下部の棚板のこと)や「カハラ(航=和船の船首から船尾に通す板材)」といった、和船独特の名称がみられるのが特徴的です。このうち、「カハラ」の長さが六尋一尺(=9.3m)とのことですので、注文された船が比較的小型であったことがわかります。

各部位によって、材料の木材が杉・松・楠・桧と使い分けられているのは、材質を生かすためだと考えられます。こうした点がわかるのも古文書のおもしろさの一つではないでしょうか。



〔写真5〕 船の材料についての記載がみられる部分

67
16
4

新造船請負証

日本形千子造り外上毛板板常管附
一新造船船體自提桁柱三道是活
別紙繪圖面雛形之通り
代價金百五十拾円也
内金百五十拾円也今般為手附受取候
残金百五十拾円也其般卸之節可受取約定
右新造船船體之約定ニテ私等請負仕候処実正也
然ル上明治廿一年二月十日ヲ限り造揚ケ船卸シ致シ

67
16
4

新造船請負証

日本形千子造り、外上毛附、惣垣板・常管附
一新造船船體、但シ 梶桁柱三道具添
別紙繪圖面雛形之通り
代價金百五十拾円也
内金百五十拾円也、今般為手附受取候
残金百五十拾円也、其般卸之節可受取約定
右新造、前記之約定ニテ私等請負仕候処実正也
然ル上者明治廿一年二月十日ヲ限り造揚ケ船卸シ致シ

残金と引換、御手渡可申候、尤見積り等、万々一相違ニ
ヨリ私シ換府相成候事モ出来候共、増金等之御無心等
決而申出間敷候、若シ違約等申出候時者、証人之者モ
屹度埒明ケ手附金倍返シ可申確約ニ有之候、為其新
造船請負ニ付手附金受取、尚証人加印ニテ請負証
依而如件
明治廿一年十一月十四日
讃岐国小豆郡大部村
大石 龜吉(印)
同国同郡同村
証人 橋上 定吉(印)
播磨国赤穂郡
相生村 浜本順太郎殿
橋上 定吉(印)
相生村 濱本順太郎殿

残金と引換、御手渡可申候、尤見積り等、万々一相違ニ
ヨリ私シ換府相成候事モ出来候共、増金等之御無心等
決而申出間敷候、若シ違約等申出候時者、証人之者モ
屹度埒明ケ手附金倍返シ可申確約ニ有之候、為其新
造船請負ニ付手附金受取、尚証人加印ニテ請負証
依而如件
明治廿一年十一月十四日
讃岐国小豆郡大部村
大石 龜吉(印)
同国同郡同村
証人 橋上 定吉(印)
播磨国赤穂郡
相生村 浜本順太郎殿

一カジキ棚板 赤実寸五歩掛ケ 正味寸四歩厚サ
 トモニ寸三歩厚サ
 一カハラ 松肥六尋一尺厚サ寸五寸
 一 中棚板 赤実寸五歩掛ケ 正味寸四歩厚サ
 一 臺の心 垣通り立ッ糸皆檜ニ重差板一重付
 一 腰當船 築向ひ面ニ立槻
 一 釘和鉄向十目通リ切寸がひ
 一 柱檜木新日以 身直リ近ニ皆造リ

一カジキ棚、杉赤実二寸五歩掛ケ、正味二寸四歩厚サ
 トモニ寸三歩同断
 一カハラ、松肥六尋一尺厚サ五寸
 一 中棚、杉赤実二寸三部掛、^{〔歩〕}正味二寸二部厚サ
 一 台及ビ垣通り立ッ糸皆檜ニ二重差板一重付
 一 三よし、楠木
 一 腰當船梁、唐かひ面ミヤ立槻
 一 釘、和鉄向十目通りかすがひ
 一 柱・桧木桁同断、身直リ迄も皆造リ

一通リ平釘壹本二付、^八其十目ヲ七十目迄
 一 棚落し五十目、但シ釘間五寸五歩間
 一行壹丈五寸、赤間一尺増、深サ二尺八寸
 一 下吉切あぶら板、外ニ小物色々
 猶下吉切六部板ニ包ニ而
 明治廿年十一月十四日 讃岐国小豆郡大部村
 大石 龜吉(印)
 同国同郡同村
 証人 橋上 定吉(印)
 播磨国赤穂郡
 相生村 浜本順太郎殿
 讃岐国小豆郡大部村
 大石 龜吉(印)
 橋上 定吉(印)

一通リ平釘壹本二付、其十目ヲ七十目迄
 一 棚落し五十目、但シ釘間五寸五歩間
 一行壹丈五寸、赤間一尺増、深サ二尺八寸
 一 下吉切あぶら板、外ニ小物色々
 猶下吉切六部板ニ包ニ而
 明治廿年十一月十四日 讃岐国小豆郡大部村
 大石 龜吉(印)
 同国同郡同村
 証人 橋上 定吉(印)
 播磨国赤穂郡
 相生村 浜本順太郎殿